

令和8年度 三重県生成AI利用環境等提供委託業務 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本委託業務では、職員が一般業務の文章作成等、日々の業務を実施するにあたって、行政情報を生成AIに学習させ、学習させた情報などに基づいた回答を行うことができる生成AIの利用環境を構築・運用することで、業務効率化と生産性のさらなる向上を図ることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和8年度 三重県生成AI利用環境等提供委託業務
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約期間：契約日から令和9年3月31日まで

3 委託上限額

令和7年度： 0円

令和8年度： 7,326,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 企画提案コンペ参加資格

- ア 本企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ア 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- イ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

(3) その他

共同体での参加も可能とするが、その場合は当該共同体の構成員が単独で参加することはできない。なお、各構成員は、(1)及び(2)の条件を全て満たすこと。

5 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、下記書類を提出してください。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請の提出
 - (ア) 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
 - ② 登記簿謄本、現在事項証明書、履歴事項証明書、または代表者事項証明書の写し、共同事業体等複数者からなる組織による申請の場合は、「共同事業体協定書兼委任状」（第4号様式）
※必要な場合は、委任状（第3号様式）を1部提出してください。原本の提出が必要です。委任状の押印を省略した場合は、委任者の署名をお願いします。
※共同事業体等の場合①②と合わせ事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを提出してください。
- (イ) 提出期限 令和8年2月6日（金）10時必着（期限厳守）
(ウ) 提出先 下記19に示す所属
(エ) 提出方法 郵送又は民間事業者による信書便、もしくは持参にて提出してください。ただし、押印を省略した場合は、電子メールにより提出することも可とします（原本の提出が必要な場合は除く）。なお、電子メール、郵送又は民間事業者による信書便により提出する場合は、提出期限までに電話で担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話で担当所属に持参する日時の連絡をしてください。
- (オ) 参加資格決定通知 令和8年2月17日（火）までに電子メールで通知します。

6 質問及び回答に関する事項

- (1) 本件に関する質問がある場合は、次のとおり文書により行うこととします。なお、質問は当該業務委託にかかる条件や参加手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等には回答しません。
- なお、質問書を電子メールで送信した場合は、必ず電話で着信確認をしてください。
- (ア) 申請期限 令和8年2月2日（月）15時まで（必着）
(イ) 提出場所 下記19に示す所属
(ウ) 提出方法 質問書（第5号様式）を電子メールにより提出してください。
(エ) 受信の確認 質問を送信したときは、下記19に示す連絡先まで電話で受信確認をしてください。
- (2) 質問内容に対する回答は、令和8年2月3日（火）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報（公告・結果）」に掲載します。質

問書提出の有無にかかわらず、企画提案書提出前には質問内容に対する回答ページを確認してください。

(3) 本件の条項その他に關し疑義がある場合は、下記 19 に示す所属に説明を求め、十分ご承知おきください。企画提案コンペ後、不明な点があつたことを理由として異議を申し立てることはできません。

7 企画提案コンペの実施方法

(1) 提案者は、下記 8 に示す書類を下記提出期限までに提出してください。本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書について、別に設置する「令和 8 年度 三重県生成 AI 利用環境等提供委託業務 企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において審査を行い、最優秀提案を 1 件選定します。

書類の提出期限及び提出先

- (ア) 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日 (金) 17 時まで (必着)
- (イ) 提出場所 下記 19 に示す所属
- (ウ) 提出方法 上記提出先へ持参、電子メール、郵便または民間事業者による信書便による送付
- (エ) 受理の確認 書類を郵送したときは、下記 19 に示す連絡先まで電話で受理確認をしてください

(2) 第 1 次審査の実施

提案者が多数の場合、選定委員会において事前に書類審査を行い、優秀提案者を 5 者選定します。第 1 次審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知します。

第 1 次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第 2 次審査は行いません。

(3) 第 2 次審査の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施します。審査結果は各提案者に通知します。

- (ア) 実施日時 令和 8 年 3 月 3 日 (火) (予定)
- (イ) 実施方法 ウェブ会議システム (Zoom)
- (ウ) プrezentationは提案者本人が行ってください。ただし、事前に委任状(第 2 号様式)を提出し、プレゼンテーションについて代理人に委任しているときは、その代理人によるものとします。
- (エ) プrezentation審査は、質疑応答含め 1 社あたり 30 分程度を予定しています。
- (オ) プrezentationの詳細な時刻等については、別途調整のうえ各提案者に連絡します。
- (カ) プrezentationの実施に先立ち、ウェブ会議システムの接続テス

トを令和8年2月27日（金）に行う予定であり、接続テストに必要なURL、パスワード等については、プレゼンテーションの実施日時等とあわせて、提案したすべての者に、令和8年2月25日（水）までに電子メールで連絡します。

- (キ) プrezentationは提出のあった企画提案書のみにより行います。なお、提出済みの企画提案書と画面共有機能で投影する資料について、内容の差異や追加記述は認めません。もし内容差異や追加記述があった場合は、提出済みの企画提案書の内容により審査・選考を行います。
- (ク) 第2次審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に速やかに通知します。
- (ケ) プrezentationを行った者は本委託業務に従事することとします。
- (コ) プrezentationを実施しない場合は、提案したすべての者に、プレゼンテーションを実施しないことを電子メールで連絡します。

8 提出を求める企画提案資料及び提出部数

別紙「提出を求める企画提案資料」のとおり

9 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。なお、「(2)企画内容」「(4) 実施体制」の項目については、配点を2倍とします。

(1) 的確性

委託業務の趣旨を理解し、具体的な提案であるか。

本県に対する業務負担の少ない提案であるか。

(2) 企画内容

業務目的を達成するために、独自のアイデアを盛り込んだ具体的な手法を提案しているか。

利用者及び職員の双方にとって、効果的かつ効率的な提案内容であるか。

(3) 実現可能性

業務目的を達成するために、実現可能な提案内容であるか。

(4) 実施体制

業務の実施体制は十分であるか。

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

業務の実施スケジュールは適切であるか。

(5) 経済性

業務の実施について、十分な効果が期待できる適正な見積りであり、かつ、費用対効果の高い内容であるか。

※留意事項

- ・事例や実績だけの提案、実現不可能な手法については評価が低くなるので、ご注意ください。

10 最優秀提案者に提出を求める書類

最優秀提案者にあっては、上記 7（3）（ク）の通知を受けた後に、県が別途指定する期限までに、下記 19 に示す所属に以下の書類を提出してください。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」（その 3 未納税額のない証明用）（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可。）
（その 3 の 2）または（その 3 の 3）でも可。）
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可。）
- (3) 過去 3 年の間に本業務と規模をほぼ同じくする契約を締結し、履行した実績の有無を示す「契約実績証明書」
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録または三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあっては「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」
- (5) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

11 契約方法に関する事項

契約条項は、別途定める契約書（案）のとおりとします。

- (1) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（平成 18 年 6 月 16 日三重県規則第 69 号、以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- (2) 契約書は、書面による場合は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。
電子契約による場合は電子署名を行い、各自保有します。
- (3) 本件の年度別支払限度額（消費税及び地方消費税を含む）は下記の通

りとします。

令和7年度 0円

令和8年度 7,326,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

- (4) 契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (5) 契約は、三重県総務部デジタル推進局デジタル改革推進課において行います。
- (6) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書を10により提出してください。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 委託料の支払方法及び時期

契約条項の定めるところによります。

14 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - (ウ) 発注所属に報告すること
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより受託業務の遂行等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）（イ）または（ウ）の義務を怠ったと

きは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

17 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応してください。

18 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします
- (2) 成果物の著作権は契約書に記載のとおりとします。
- (3) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (4) 報告書の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (5) 応募書類等に記載された個人情報については、当業務委託の目的以外の目的で使用することはありません。
- (6) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となります
- (7) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (9) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (10) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません
- (11) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。
 - (ア) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - (イ) 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - (ウ) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - (エ) 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - (オ) 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - (カ) 見積額が委託上限額を超えているとき。
 - (キ) その他、担当所属が予め指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

(12) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

19 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

総務部デジタル推進局デジタル改革推進課 富田、大岩

電話：059-224-2796

FAX：059-224-2520

電子メール：it@pref.mie.lg.jp